



2019年1月30日

各位

会社名 株式会社 武蔵野銀行
代表者 取締役頭取 加藤 喜久雄
(コード: 8336、東証第1部)
問合せ先 常務執行役員総合企画部長 大友 謙
(TEL 048 - 641 - 6111)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

今般、当行の取引先である曙ブレーキ工業株式会社が、2019年1月29日付で、事業再生ADR手続きの利用申請を行ったことに伴い、同社に対する債権について、下記のとおり取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 名称 | 曙ブレーキ工業株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都中央区日本橋小網町19番5号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 信元 久隆 |
| (4) 資本金 | 19,939 百万円 |
| (5) 事業の内容 | 製造業 |

※同社は埼玉県内に本社事務所(羽生市)及び工場(さいたま市岩槻区)を有しております。

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2019年1月29日付で、当該取引先が事業再生ADR手続きの利用申請を行ったものです。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 7,000 百万円

4. 今後の見通し

上記債権7,000百万円につきましては、2019年3月期第3四半期において全額引当処理等を実施いたします。

なお、2019年3月期通期業績予想への本件による影響額は現在集計中であり、確定次第別途開示予定であります。

以上